

令和7年2月5日

新入生 各位

学務部学生支援課

令和7年度 峰地区自動車入構許可申請について

このことについて、申請手続きを下記のとおり行う予定ですのでお知らせします。

2ページ目以降の『宇都宮大学峰地区自動車入構許可証審査について』にて要件などを併せてよくご確認ください。

また、申請は、Microsoft 社の forms を使用した電子申請で行う予定ですので、4月に改めて教務ポータルサイトにてお知らせいたします。

記

1. 申請スケジュール

【受付期間】

入学後（教務ポータル利用開始日）～4月13日(日)

【審査結果】

令和7年5月9日（金） ※教務ポータルにてお知らせします。（合格者のみ発表）

【許可証（パスカード・ステッカー）交付期間】

令和7年5月21日(水)～5月23日(金)（予定）

（参考）パスカード有効期限：令和8年5月31日

駐車料金：5,000円／台（パスカード代込み）

※地域創生科学研究科の学生は、主として入構する地区（陽東か峰）に申請してください。地区で申請書等が異なりますので、ご注意ください。

※受付期間までに免許を取得できない場合は、まずは受付期間内に申請をいただき、免許取得後に学生支援課（峰キャンパス学務棟（ミニストップ併設の建物）2階①番窓口）でご相談ください。

2. 申請方法について

・申請方法：Microsoft 社の forms を使用した電子申請

※詳細は、4月に教務ポータルにてお知らせします。

宇都宮大学峰地区自動車入構許可証審査について

「宇都宮大学峰地区学生用自動車入構許可証審査基準」に基づき審査します。

以下の【注意事項】及び（１）～（３）をよく読んだ上で、所定の申請フォームで入力してください。

なお、申請フォーム入力の際には、運転免許証の画像添付もお願いします（申請時に免許取得がまだの方は、代わりに学生証を添付ください）。

【注意事項】

1. 本学構内は、歩行者優先であり、安全運転に心がけ 20 km/h 以下で走行すること。
2. 駐車場以外の駐車は禁止する。
3. 自動車で入構する場合は、「パスカード」、「ステッカー」の 2 点が必要であり、いずれが欠けても違反者となるので注意すること。なお、ステッカーについては、必ずルームミラーの裏側に貼付すること。
4. 上記 3. の 2 点については、いずれも譲渡、または貸与することはできない。
5. 許可は、申請した自動車に限り有効である。許可されて後に車両を変更する必要がある際は、学生支援課に申し出て「登録車両変更届出書」を提出すること。
6. 入構を許可された地区以外の地区には、入構することはできない。
7. 違反等により本学が返納を求めたとき又は許可の必要がなくなったときは直ちに学生支援課に上記 3. の 2 点を返納すること。
8. 本申請に関する許可は、駐車場の確保を保障するものではない。
9. 本学構内で事故等が発生した場合は、正門案内所(守衛所)に連絡すること。なお、事故等に関して大学は一切責任を負わないものとする。

（１）申請要件などについて 「宇都宮大学峰地区学生用自動車入構許可証審査基準」抜粋第 1 条 （省略）

（自動車入構許可の基準）

第 2 条 学生の車両による峰地区への入構について、申請者が次に掲げる基準を全て満たす場合は、これを許可するものとする。

- 一 住居（住民票の有無にかかわらず、日常的に通学する拠点となる住居をいう。以下同じ。）から峰キャンパスまでの通学距離（通学ルート）が 10km 以上あり、かつ、公共交通機関を利用した場合に通学に 1 時間以上要すること。
- 二 住居と峰キャンパスの直線距離が概ね 50km 以下であること。
- 三 許可の対象となる自動車（以下「対象自動車」という。）を運転することができる運転免許を所持していること。
- 四 対象自動車は対人賠償及び対物賠償の自動車責任賠償保険（いわゆる任意保険）に加入し、かつ、当該保険は申請者である学生が運転時に保障の対象となっていること。

（自動車入構許可基準の特例）

第3条 申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 社会人学生のうち、職務等の都合により自動車での入構を必要とする者にあつては、前条第1号及び第2号は適用しない。
- 二 安全上又は身体上の理由により自動車での入構を必要とする者にあつては、前条第1号及び第2号は適用しない。
- 三 研究上の理由により自動車での入構を必要とする者にあつては、前条第1号及び第2号の要件は概ね1／2に緩和する。ただし、臨時構内入構手続きで対応可能な場合は許可しない。
- 四 前条第2号の直線距離が50kmを超える場合であつて、道路交通状況が良好で通学時間が一定以内に収まると認められる者にあつては、同号を満たすものとみなす。

第4条～第6条 （省略）

（2）パスカードについて

入構が許可された場合は、大学の指定する期日・場所において、駐車料金と引き替えにパスカード・ステッカーを受け取って下さい。

また、受け取りの際には、学生証と運転免許証を持参下さい。

・駐車料金：年額5,000円／台（パスカード代を含む）

（使用月数が6か月未満の場合、駐車料金3,000円／台（パスカード代込み）となります。）

・パスカード有効期間：令和8年5月31日

※大学が指定する期間にやむを得ない事由で受け取りができない場合は、必ず学生支援課に連絡をしてください。連絡がない場合は、キャンセルとみなします。

※身体の障害等により自動車での入構が必要な場合は、申請書と一緒に障害者手帳の写しや医師の診断書の写しを提出することで、1,000円で発行することが可能です。

※休学等によりパスカードが不要になった場合、パスカードの有効期間に6ヶ月以上の未経過期間がある場合は2,000円の返金を受けることが可能です（対象はパスカードを5,000円で購入した方のみ）。

（3）陽東地区への入構を許可された学生に対する注意

基本的な注意事項は峰地区と同じです。

人の乗降、荷物の上げ下ろし等、やむを得ない場合の停車は認めますが、終了後速やかに「学生等駐車場」へ駐車するようにしてください。

グラウンド、緑地、体育館前、教職員駐車場、また路上への駐車などの違反、パスカードを借りての不正入構などは、確認次第、処分します。

なお、自動二輪車・原動機付自転車が入構した場合は、「専用駐輪場」に止め、構内を走り回らないようにしてください。